

島 交 規 乙 第 2 3 2 号  
平 成 2 7 年 3 月 5 日

関 係 所 属 長 殿

保存期間	5年
------	----

島 根 県 警 察 本 部 長

「災害対策基本法の一部を改正する法律」及び「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴う対応に係る細目的事項について（通達）

「災害対策基本法の一部を改正する法律」（平成26年法律第114号）等の内容、留意事項及び島根県公安委員会の権限に属する事務代行については、「災害対策基本法の一部を改正する法律」及び「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴う対応について（通達）（平成26年12月8日付け、島交規甲第1599号ほか）及び「島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則等の一部改正について（通達）」（平成26年12月24日付け、島交規乙第1663号）により指示したところであるが、この度、国土交通省と協議を行い、道路管理者への要請等については、下記のとおりとすることとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

## 記

### 1 道路管理者への要請

公安委員会が、災害対策基本法（以下「法」という。）第76条の4の規定により道路管理者（会社管理高速道路については独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、公社管理道路については地方道路公社）に対して行う要請は、原則として、別記様式1によることとした。

なお、緊急を要する場合は、口頭により行い、事後において、速やかに別記様式1に必要事項を記入の上、送付すること。

### 2 道路管理者の権限の代行

警察官が道路管理者の委任を受けることにより、法第76条の6の規定に基づく車両の移動等の措置をとる場合には、別記様式2に必要事項を記入の上、可能な範囲で前後の状態を写真等により記録し道路管理者に提供すること。

### 3 道路管理者との連携の強化

法の適切な運用を図るため、平時から道路管理者と連絡体制について協議し、通信手段を確保しておくほか、放置車両の移動等に関する検討会の場を設けるなど、道路管理者との連携の強化に努めること。

様式 〔略〕